



北杜市立須玉中学校

「学校いじめ防止基本方針」

平成26年3月

(改定 令和元年 6月)

(改定 令和4年 3月)

(改訂 令和7年 3月)

はじめに

いじめは、いじめを受けた児童生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせる恐れがあるものである。いじめは、決して許される行為ではない。

そして、いじめはどの子供にも、どの学校にも起こりうることであり、どの子供も被害者にも加害者にもなり得る事実を踏まえ、学校・家庭・地域が一体となって、未然防止・早期発見・早期対応に取り組まなければならない。

そこで、いじめ防止対策推進法（以下、「法」という。）第13条の規定に基づき、本校では、平成26年に須玉中学校における「学校いじめ防止基本方針」をいじめの防止等の対策のためを含めて策定した。

その後、平成29年3月14日に、国の「いじめの防止等のための基本的な方針」が改定された。

それに伴い、平成30年9月、山梨県が「いじめの防止等のための基本的な方針」を、翌月の10月に北杜市では「北杜市いじめ防止基本方針」を改定した。

月日が流れ、今日の社会背景（いじめの積極的な認知は進んでいるが、いじめを背景とする自殺等の深刻な事案が後を絶たない）に伴い、22年ぶりの令和4年に、文部科学省が生徒指導提要を全面改定された。そして、同年令和4年に、北杜市・北杜市教育委員会が、改めて国や山梨県のいじめ防止基本方針を参照し、これまでの基本方針を全面的に見直し、「北杜市いじめ防止基本方針」を改定した。さらに、方針の趣旨がより実効性のある指導や取組につなげるために「北杜市いじめ対応アクションプラン」を策定した。その後、令和6年に8月に、国が、「いじめ重大事態の調査に関するガイドライン」を改訂し、それを反映させるために県が「いじめ防止等のための基本的な方針」を同年11月が改訂した。それを受け、本校でも、「生徒指導提要」「北杜市いじめ防止基本方針」「北杜市いじめ対応アクションプラン」等を参考に、より実効性を高めるために「須玉中学校学校いじめ防止基本方針」を再び令和7年4月に改訂した。

北杜市立須玉中学校「学校いじめ防止基本方針」

1 いじめの定義（いじめ防止対策推進法第2条1項を参照して）

「いじめ」とは、

本校に在籍している生徒に対して、一定の人的関係にある他の生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む。）であって、いじめを受けた生徒が心身の苦痛を感じているものをいう。

「一定の人的関係」とは、

学校の内外を問わず、同じ学校・学級や部活動の児童生徒や、塾やスポーツクラブ等当該児童生徒が関わっている仲間や集団（グループ）など、当該児童生徒と何らかの人的関係を指す。

「物理的な影響」とは、

身体的な影響のほか、金品をたかられたり、隠されたり、嫌なことを無理矢理させられたりすることなどを意味する。けんかやふざけあいであっても、見えない所で被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、児童生徒の感じる被害性に着目し、いじめに該当する否かを判断する。

2 いじめに関する基本的認識

○いじめは、どの子供にも、どの学校でも、起こりうるものである。

- ・嫌がらせやいじわる等の「暴力を伴わないいじめ」は、多くの児童生徒が入れ替わりながら被害も加害も経験する。
- ・「暴力を伴わないいじめ」であっても、何度も繰り返され、多くの者から集中的に行われたりすることで、「暴力を伴ういじめ」とともに、生命又は身体に重大な危険を生じさせうる。

○いじめは、「観衆」「傍観者」の存在にも注意を払う必要がある。

- ・いじめは加害・被害という二者関係だけでなく、学級や部活動等の所属集団の構造上の問題（例えば無秩序性や閉塞性）、「観衆」としてはやし立てたり面白がったりする存在や、周辺で暗黙の了解を与えていたりする「傍観者」の存在にも注意を払い、集団全体にいじめを許容しない雰囲気が形成されるようにすることが必要である。

○個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的にすることなく、いじめられた生徒の立場に立つことが必要である。

○いじめられていても、本人はそれを否定したり、大人に相談できなかったりする場合が多くあること

を理解する。

○いじめを受けた生徒の主觀のみで事実を確認するのではなく、周辺の状況等を客観的に確認する必要がある。

○いじめに当たると判断した場合でも、いじめた生徒の事実関係を明らかにした上で、自分の行為を振り返らせ、何がいけなかったのかを気づかせながら、いじめた生徒の心にも寄り添うことも必要である。

○一見いじめとしてみなされるものの中には、犯罪行為として取り扱われるべきと認められ、早期に警察に相談することが重要なものや、児童生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるような、直ちに警察に通報することが必要なものが含まれる。これらについては、教育的な配慮や被害者の意向への配慮のうえで、早期に警察に相談・通報のうえ、警察と連携した対応を取ることが必要である。

3. いじめ防止に関する基本的な考え方

(1) いじめの防止

いじめは、どの生徒にも、どの学校でも起こりうることを踏まえ、より根本的ないじめの問題の克服のためには、全ての生徒を対象とした「いじめの未然防止」の観点が必要である。未然防止の基本は、児童生徒が、心の通じ合うコミュニケーション能力を育み、規律正しい態度で授業や行事に主体的に参加・活躍できるような授業づくりや集団づくりを行うことであると考え、次のことを意識し、実践していく。

<学校全体として>

- ・生徒及び、保護者に対して、年度当初や入学時に、「学校いじめ防止基本方針」について説明をする。
- ・全教育活動を通して、「いじめは絶対に許されない」という土壤をつくる。
- ・いじめに関するアンケート調査（学校生活アンケート3回・夏休みや冬休み生活アンケート2回）を実施し、結果から生徒の様子の変化などを教職員全体で共有する。
- ・「居場所づくり」や「絆づくり」をキーワードに学校づくりを進め、すべての生徒に集団の一員としての自覚や自信を育て互いを認め合える人間関係や学校風土を作り出していく。
- ・「いじめ問題」に関する校内研修を行い、「いじめ」について本校教職員の理解と実践力を深める。
- ・校長が、「いじめ問題」に関する講話を全校集会で行い、学校として「いじめは絶対に許されない」ということと「いじめ」に気づいた時には、すぐに担任をはじめ、周りの大人に知らせることの大切さを生徒に伝える。
- ・「いじめ問題」に関する生徒会としての取り組みを行う。
- ・いつでも、誰にでも相談できる体制の充実を図る。
- ・市より作成された「いじめ対応アクションプラン」を活用し、教職員には、もちろんのこと、生徒・保護者・地域に啓発する。

<生徒に対して>

- ・生徒一人一人が認められ、お互いを大切にし合い、学級の一員として自覚できるような学級づくりを行う。また、学級のルールを守るといった規範意識の醸成に努める。
 - ・わかる授業を行い、生徒に基礎・基本の定着を図るとともに学習に対する達成感・成就感を育てる。
 - ・思いやりの心や生徒一人一人がかけがえのない存在であるといった命の大切さを道徳科や学級活動などあらゆる場面を通して育む。
 - ・「いじめは決して許されないこと」という認識を生徒が持つようさまざまな活動の中で指導する。
 - ・見て見ないふりをすることは「いじめ」をしていることにつながることや「いじめ」を見たら、先生方や友達に知らせたり、やめさせたりすることの大切さを指導する。その際、知らせることは決して悪いことではないことも合わせて指導する。
- ・生徒指導において、次のことを意識する。（R4年度改定「生徒指導提要」より）
- いじめ防止に繋がる重層的な発達支援的生徒指導の実践
 - ・「多様性に配慮し、均質化のみに走らない」学校づくり
 - ・生徒の人間関係が固定されることなく、対等で自由な人間関係が築かれるようにする。
 - 「どうせ自分なんて」と思わない自己信頼感を育むことができるようとする。
 - 「弱音を吐いても大丈夫」と適切な援助希求を促す指導をする。

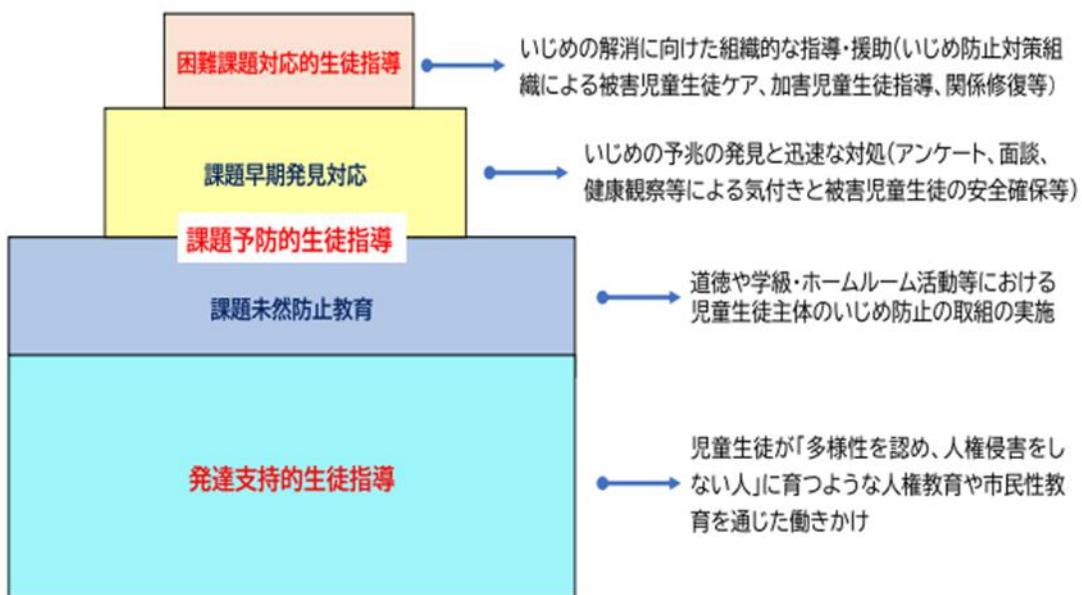


図9 いじめ対応の重層的支援構造

<教職員に対して>

- ・生徒一人一人が、自分の居場所を感じられるような学級経営に努め、生徒との信頼関係を深める。
- ・生徒が自己実現を図れるように、子どもが生きる授業を日々行うこと努める。
- ・生徒の思いやりの心や命の大切さを育む道徳教育や学級活動の充実を図る。

- ・「いじめは決して許さない」という姿勢を教職員がもっていることをさまざまな活動を通して生徒に示す。
- ・生徒一人一人の変化に気づく、鋭敏な感覚を持つように努める。
- ・生徒や保護者からの話を親身になって聞く姿勢を持つ。
- ・「いじめ」の構造やいじめ問題の対処等「いじめ問題」についての理解を深める。特に、自己の人権感覚を磨き、自己の言動を振り返るようにする。
- ・問題を一人で抱え込まず、管理職への報告や学年や同僚の教職員への協力を求める意識を持つ。
- ・いじめの防止等のための対策が専門的知識に基づき適切に行われるよう、教職員の研修の充実を通して、教職員の資質能力の向上を図る。

＜保護者・地域に対して＞

- ・生徒が発する変化のサインに気づいたら、学校に相談することの大切さを伝える。
- ・「いじめ問題」の解決には、学校・家庭・地域の連携を深めることが大切であることを学校便り、授業参観等における道徳授業公開、須玉小中学校学校運営協議会等で伝えて、理解と協力をお願いする。

(2) いじめの早期発見

いじめは、早期発見が早期解決につながる。早期発見のために、日頃から教職員が生徒との信頼関係を構築することに努めることが必要である。

いじめは、教職員や大人が気づきにくいところで起きており、潜在化しやすい形で行われることを認識する必要がある。

したがって、生徒たちのささいな兆候であっても、いじめではないかとの疑いを持って、早い段階から的確に関わりを持ち、いじめを隠したり軽視したりすることなく積極的にいじめを認知することが必要である。

いじめの早期発見のために

- ・いじめに関するアンケート調査（学校生活アンケート3回・夏休みや冬休み生活アンケート2回等）
- ・毎日の生活ノート・三者懇談(年2回)・SC, SSW等と連携した教育相談の実施
- ・日々の観察・教師の情報交換・保健室の様子・本人からの相談
- ・周りの友達からの相談・保護者や家庭からの相談・地域や関係諸機関からの情報
- ・生徒がいじめを訴えやすい体制の整備・hyper-QU検査実施と活用

(3) いじめへの早期対応

いじめがあることが確認された場合、学校は直ちに、いじめを受けた生徒やいじめを知らせてきた生徒の安全を確保し、いじめたとされる生徒に対して事情を確認した上で適切に指導する等、組織的な対応を行うことが必要である。

また、家庭や教育委員会への連絡・相談や、事案に応じ、関係諸機関との連携が必要である。

このため、教職員は平素より、いじめを把握した場合の対処の在り方について、理解を深めておく

ことが必要であり、また、学校における組織的な対応を可能とするような体制整備が必要である。

対応については、生徒の命を守ることを最優先にし、ためらわずに、警察への相談・通報、保護者への周知等も行う。

(4) 地域や家庭との連携

社会全体で児童生徒を見守り、健やかな成長を促すため、学校関係者と地域、家庭との連携が必要である。PTAのみならず、社会教育団体をはじめとする関係団体等と学校関係者が、いじめ問題について協議する機会を設けるなど、いじめ問題について、家庭、地域と連携した対策を推進する必要がある。

(5) 関係諸機関との連携

いじめの問題への対応について、学校や教育委員会が必要な教育上の指導を行っているにもかかわらず、十分な効果を上げることが困難な場合などには、関係諸機関（警察、児童相談所、医療機関、地方法務局、県私立学校主管部局等）との適切な連携が必要である。

警察や児童相談所などと適切な連携を図るために、平素から、学校や教育委員会と関係機関の担当者の窓口交換や連絡会議の開催など、情報共有体制を構築しておくことが必要である。

(6) 保護者の役割

保護者は、家庭の温かな人間関係の中で、生徒がいじめを行わないように、規範意識を養うための指導を行うよう努めなければならない。また、日頃から、いじめの防止等について理解を深めるとともに、生徒が悩み等を相談できる雰囲気づくりに努めることが大切である。また、学校等が講じるいじめ防止等の措置に協力に努めてもらう。

(7) インターネット、スマートフォン、一人一台端末等を利用したいじめへの対策

- ・インターネット上のいじめは、匿名性が高く、一つの行為がいじめの被害者にとどまらず学校、家庭及び地域社会に多大な被害を与える可能性や深刻な影響を及ぼすものであることを考慮して、対策を検討する。
- ・インターネット等を通じて行われるいじめは、複雑化・多様化しており、保護者や警察など関係諸機関との連携が重要である。より多くの大人が子どもの悩みや相談を受け止めることができるようになり、学校と家庭・地域が組織的に連携・協議する体制を構築することが重要である。
- ・生徒に対して、インターネット上のいじめが刑法上の名誉毀損罪や侮辱罪、民事上の損害賠償請求の対象となり得る等、重大な人権侵害に当たることを理解させるための情報モラル教育の充実を図る等の必要な教育活動を促す。

(8) 啓発活動等の実施

- ・いじめが児童生徒の心身に及ぼす影響、いじめを防止することの重要性、いじめに関する相談制度

及び救済制度の具体的な内容等について、生徒、保護者、教職員及び地域住民に対し、必要な広報その他の啓発活動を行う。

- ・保護者が、法に規定された保護者の責務等を踏まえて生徒の規範意識を養うための指導等を適切に行うことができるよう、保護者を対象とした啓発活動や相談窓口の設置など、家庭への支援を行う。
また、学校等が講じるいじめ防止等の措置に協力に努めてもらう。
- ・PTA総会やPTA学年総会、須玉小中学校運営協議会等において、「いじめ対応アクションプラン ダイジェスト版」等を提示して、啓発活動を行う。

4. いじめ対策の組織

「いじめ問題」への組織的な取組を推進するために、以下の「いじめ対策委員会」を設置し、この組織が中心となり、教職員全員で共通理解を図り、学校全体で総合的ないじめ対策を行う。

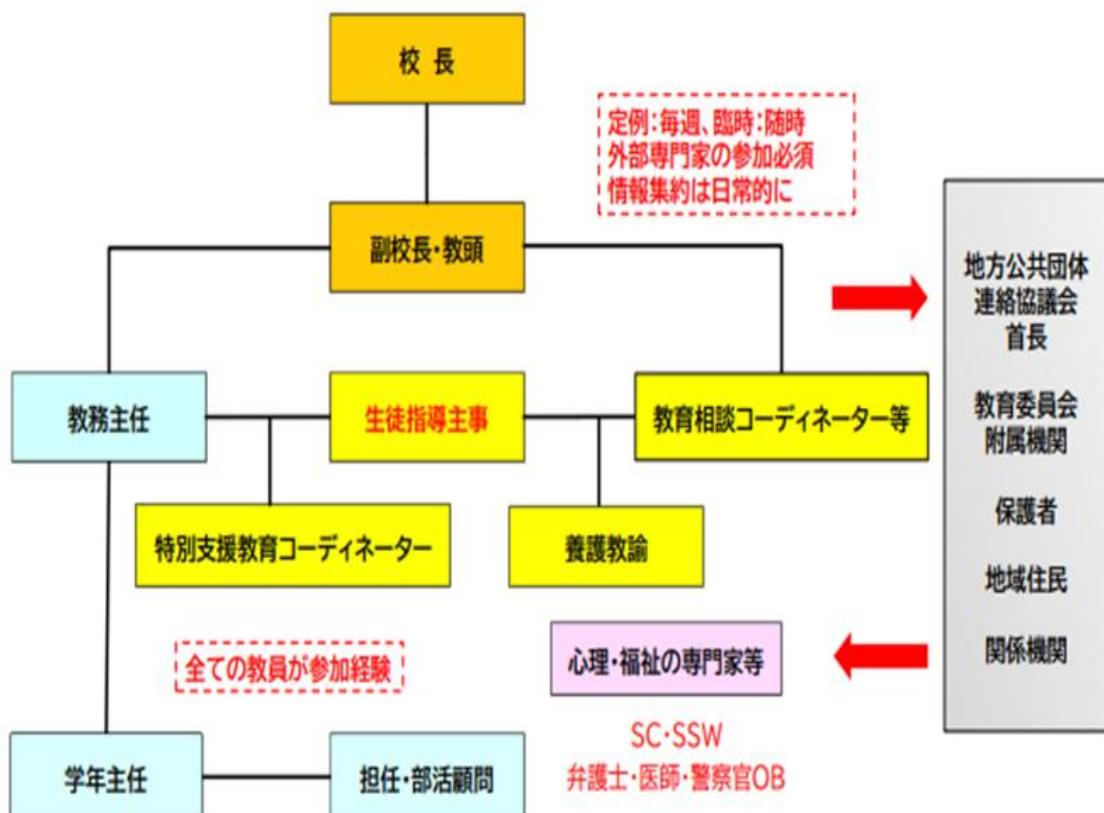


図8 学校いじめ対策組織の例

(1) 「いじめ対策委員会」の構成員 (いじめ防止対策推進法第22条に基づく)

校長、教頭、生徒指導主事、学年主任、養護教諭、スクールカウンセラー

- ・特別支援コーディネーター等事案により柔軟に編成する。
- ・必要に応じて適宜開催し、適切な専門家を加えることもある。
- ・定例のいじめ対策委員会を、一ヶ月に1回程度開催する。

(2) いじめ対策委員会の役割

- ・本校におけるいじめ防止等の取組に関することや、相談内容の把握、生徒、保護者へのいじめ防止の啓発等に関するを行う。
- ・学校基本方針に基づく取組の実施や具体的な年間計画の作成・実行・検証・修正の中核としての役割
- ・いじめの相談・通報の窓口としての役割
- ・いじめの疑いに関する情報や児童生徒の問題行動などに係る情報の収集と記録、共有を行う。
- ・いじめの疑いに係る情報があった時には緊急会議を開いて、いじめの情報の迅速な共有を図る。
- ・関係のある児童生徒への事実関係の聴取、指導や支援の体制・対応方針の決定と保護者との連携といった対応を組織的に実施するための中核としての役割を果たす。
- ・いじめ対策委員会での内容や事案に応じての対応等は、職員会議等において報告し周知徹底する。

(3) 重大事態ならびに重大事態と同種の事態の発生の防止

いじめ対策委員会は、質問票等の適切な方法により当該重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行う。 (いじめ防止対策推進法第28条第1項に基づく)

5. 重大事態への対処について

(1) 重大事態の意味

重大事態は事実関係が確定した段階で重大事態としての対応を開始するのではなく、「疑い」が生じた段階で調査を開始しなければならない。[令和6年8月に改訂された文部科学省「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」](#)にある対応方法や留意事項等を参考に素早く取り組む。

○ いじめにより、生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めたとき

- ・児童生徒が自殺を企図した場合
- ・身体に重大な傷害を負った場合
- ・金品等に重大な被害を被った場合

- ・ 精神性の疾患を発症した場合
- いじめにより、相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めたとき
 不登校の定義を踏まえ、年間30日を目安とするが、児童生徒が一定期間、連続して欠席しているような場合も設置者又は学校の判断で重大事態と捉える。
 - 児童生徒や保護者から、いじめにより重大な事態が生じたという申立てがあったとき
 - ・ 児童生徒や保護者からの申立ては、学校が把握していない極めて重要な情報である可能性があることから、調査をしないまま、いじめの重大事態ではないと断言できないことに留意する。

(2) 重大事態の報告

重大事態が発生した場合、市教委へ事態発生について報告し、指示に従って必要な対応を行う。

(3) 市教委への報告後の流れ

- 1 学校の下に、重大事態の調査組織を設置
- 2 調査組織で、事実関係を明確にするための調査を実施
- 3 いじめを受けた生徒及びその保護者に対して情報を適切に提供
- 4 調査結果を北杜市教育委員会に報告
- 5 調査結果を踏まえた必要な措置
- 6 いじめられた生徒及びその保護者への支援
- 7 いじめた生徒への指導及びその保護者への助言
- 8 いじめが起きた集団への働きかけ

6. いじめの解消について

いじめは謝罪をもって安易に解消と判断せず、少なくとも下記の2つの要件が満たされている必要がある。しかし、これらの要件が満たされている場合であっても、必要に応じた事情も勘案して判断するものとする。

(1) いじめに係る行為の解消

被害者に対する心理的又は物理的な影響（インターネットを通じて行われるものも含む）が止んでいる状態が3か月継続していること。

(2) 被害児童生徒が心身の苦痛を受けていないこと

- ・いじめが解消しているかどうかを判断する時点において、被害生徒がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められること。
- ・いじめが解消している状態に至った場合でも、いじめが再発する可能性が十分にあり得ることを踏まえて、教職員は当該生徒について、日常的に注意深く観察していくこと。
- ・いじめの解消に至っていない段階では被害生徒を守り通し、その安全・安心を確保していくこと。

7. その他の留意事項

(1) 組織的な指導体制

いじめへの対応は、校長を中心に全教職員が一致協力体制を確立することが重要である。一部の教職員や特定の教職員が抱え込むのではなく、学校における「いじめの防止等の対策のための組織」で情報を共有し、組織的に対応することが必要である。いじめがあった場合の組織的な対処を可能とするよう、平素からこれらの対応の在り方について、全ての教職員で共通理解を図る必要がある。

(2) 校内研修の充実

いじめをはじめとする生徒指導上の諸問題等に関する校内研修を行う。

(3) 校務の効率化

生徒と向き合う時間を確保するために、校務の効率化に取り組む。

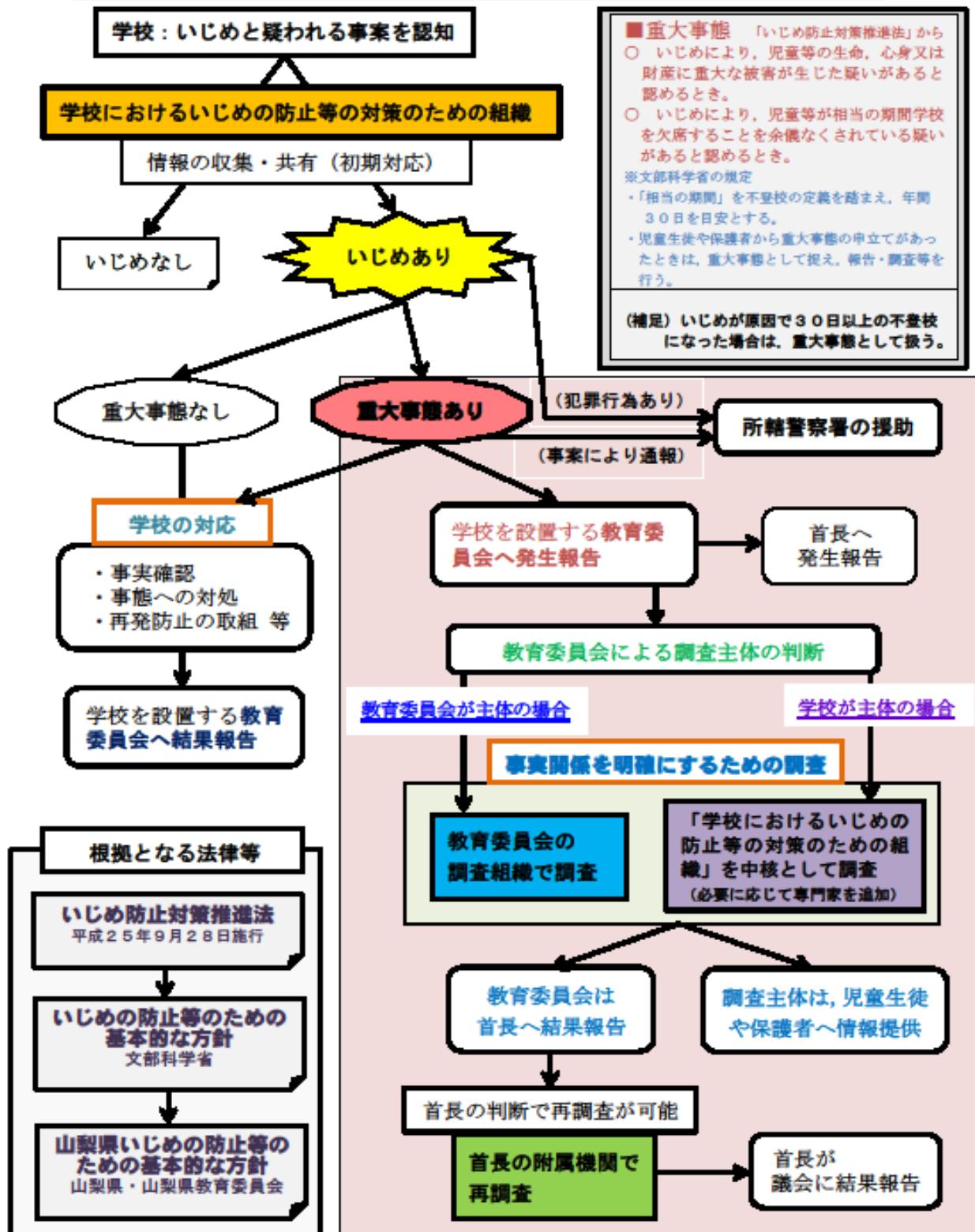
(4) 学校評価の活用

学校自己評価においては、年度毎の取組について、生徒、保護者からのアンケート調査、教職員の評価を行い、P D C Aサイクルを生かし、次年度の取組を改善していく。

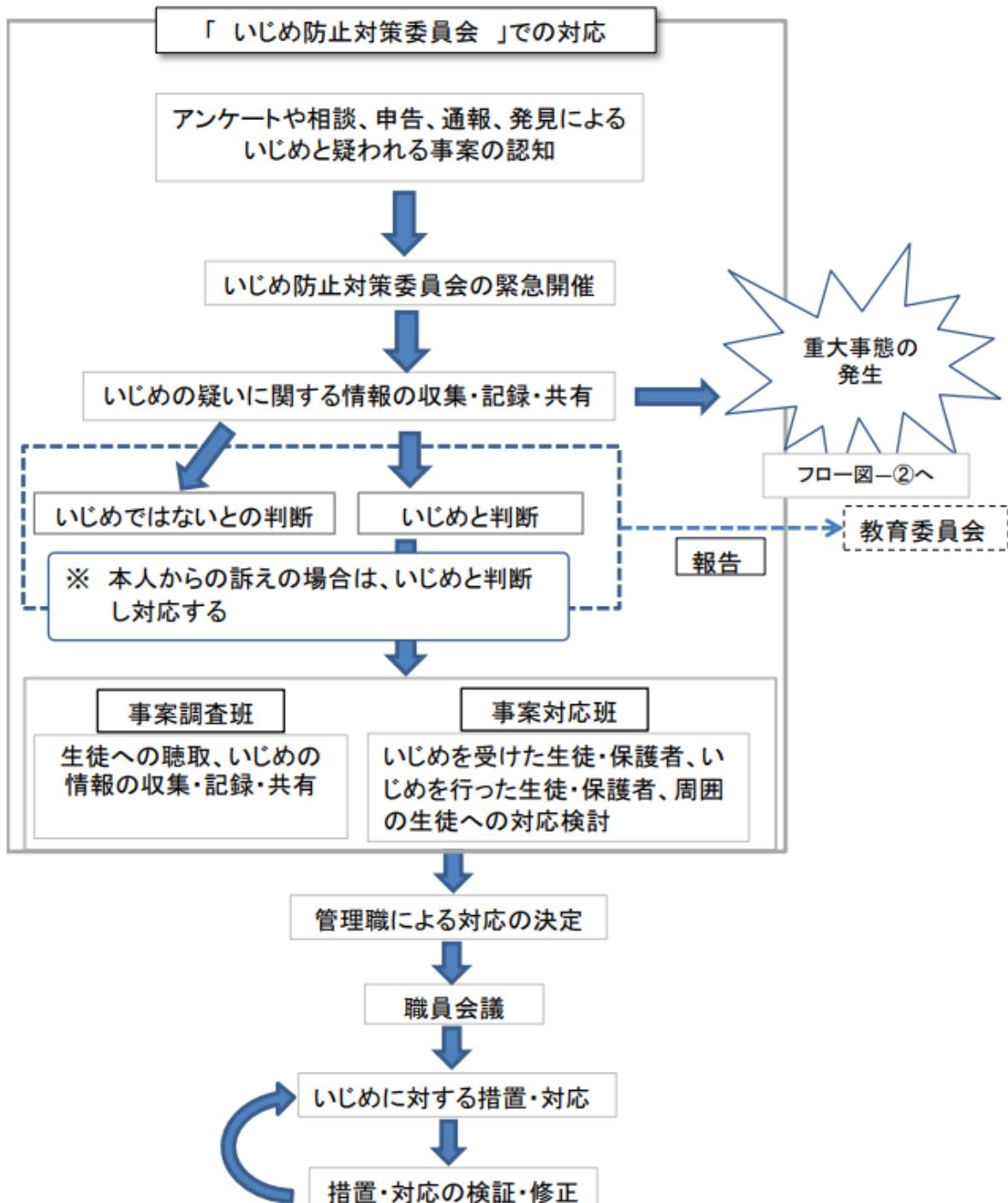
北杜市立須玉中学校 いじめ防止指導計画

| 月 | 実施計画 |
|--------|--|
| 4 | <ul style="list-style-type: none"> 須玉中学校「学校いじめ防止基本方針」の内容確認や共通理解 いじめ対策組織編成 学年間の情報交換、指導記録の引き継ぎ 学級びらき、人間関係づくり、学級のルールづくり（居場所づくりと絆づくり） 保護者へのいじめ対策についての説明や啓発 (PTA総会・PTA学年総会・HPなど) 生徒会での取組（居場所づくりと絆づくり） |
| 5 | <ul style="list-style-type: none"> 校内研修「配慮を要する等の生徒への対応等」生徒指導に関する会議の実施 須玉小中学校学校運営協議会にて「学校いじめ防止基本方針」の周知 |
| 6 | <ul style="list-style-type: none"> Q U検査の実施 二者懇談 |
| 7 | <ul style="list-style-type: none"> 学校生活アンケートの実施 三者懇談 夏休みへの指導 |
| 8 | <ul style="list-style-type: none"> 夏休み生活アンケートの実施 夏休みの生活の様子を把握 須峰祭の取組（居場所づくりと絆づくり） |
| 9 | <ul style="list-style-type: none"> 須峰祭の取組（居場所づくりと絆づくり） |
| 10 | <ul style="list-style-type: none"> 強歩大会や合唱祭等の取組（居場所づくりと絆づくり） |
| 11 | <ul style="list-style-type: none"> Q U検査の実施 二者懇談 |
| 12 | <ul style="list-style-type: none"> 学校生活アンケートの実施 三者懇談 冬休みへの指導 |
| 1 | <ul style="list-style-type: none"> 冬休み生活アンケートの実施 冬休みの生活の様子を把握 |
| 2 | <ul style="list-style-type: none"> 学校生活アンケートの実施・体罰調査（県より） 二者懇談（3年「進学に向けて」等） |
| 3 | <ul style="list-style-type: none"> 二者懇談（1, 2年「進級に向けて」等） 進学先への引き継ぎ（卒業生）や新2, 3年の次年度への引き継ぎ情報の作成 春休みへの指導 |
| 年間を通じて | <ul style="list-style-type: none"> 学年や学級経営、各学校行事等で生徒の居場所づくりや絆づくりの工夫 いじめ対策にかかる職員の共通理解 (日々の生徒に関する情報提供、情報交換、毎週の運営委員会での生徒の情報交換、各月の職員会議での生徒の情報交換、行事における生徒一人一人の居場所づくりや絆づくり等) |

いじめ防止対策推進法に規定されるいじめ事案への対応 ～重大事態への対応を中心として～

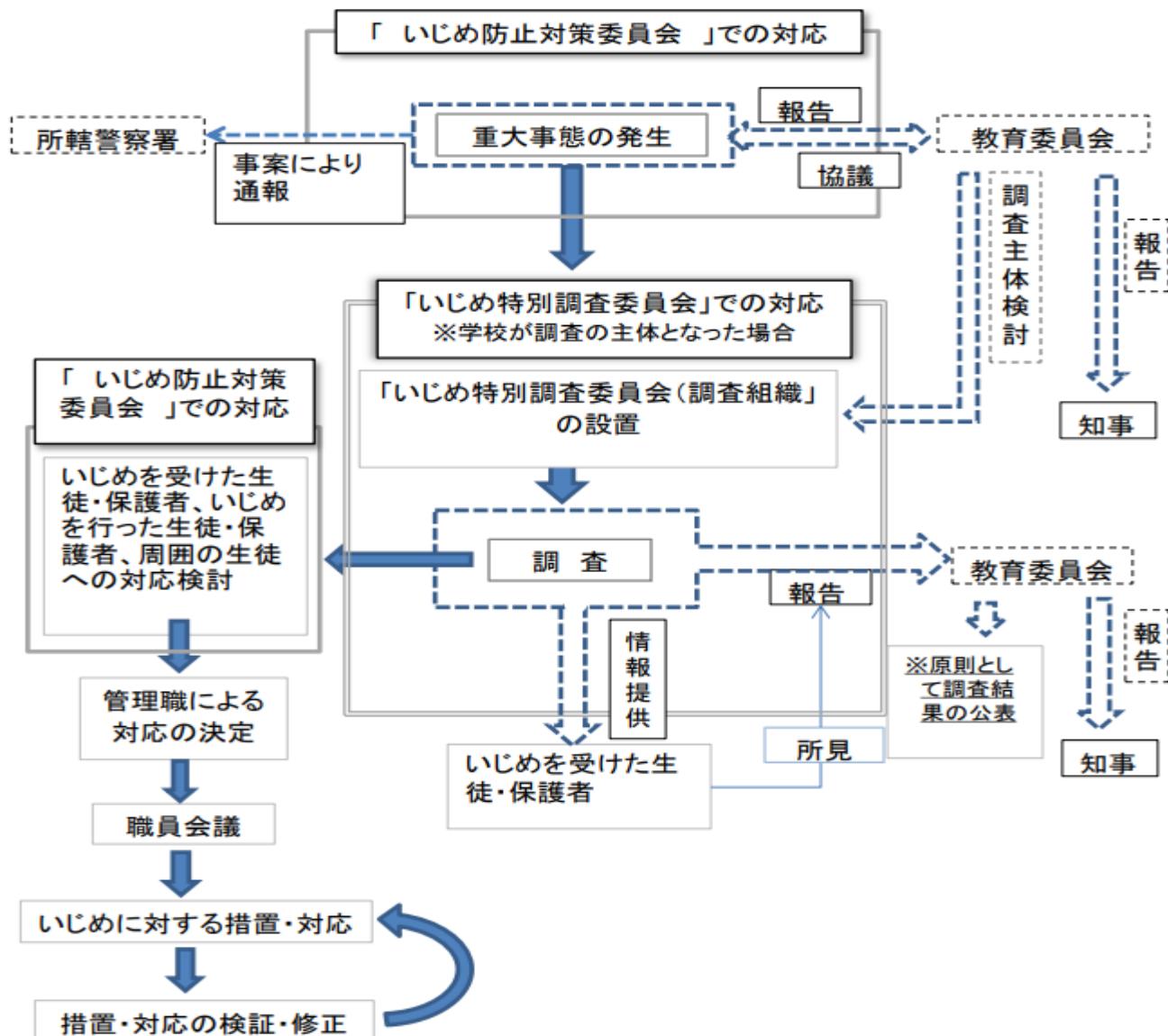


○ いじめ事案への対応フロー図-①



- ※ いじめ事案の内容によって学校が必要と認めたときは、所轄警察署に相談・通報し連携する
- ※ いじめが解消している状態と判断した場合でも、いじめを受けた生徒及びいじめを行った生徒の状況を日常的な関わりの中できめ細かく把握するとともに、生徒との対話を深めることなどを通じて、いじめの再発を防ぐ

○ いじめ事案への対応フロー図-②



- ※ いじめの重大事態については、国の基本方針及び「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン（平成29年3月文部科学省）」により適正に対応する
- ※ 生徒やその保護者からの申し立ては、学校が把握していない極めて重要な情報である可能性があることから、調査をしないまま、いじめの重大事態ではないと断言できないことに留意する必要がある
- ※ 重大事態の調査主体が県教育委員会の場合は、県教育委員会へ資料等の提出など調査に協力する
- ※ 調査によって明らかになった事実関係については、いじめを受けた生徒・保護者に対して、適時・適切な方法で提供・説明を行う